

(参考)

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針 (抄)

〔平成 24 年 4 月 3 日
閣 議 決 定〕

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」におけるエネルギー分野の規制・制度改革に関する検討の結果を踏まえ、別紙のとおり、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を定める。

別紙において、「実施時期」が「結論を得次第措置」又は「早期措置」とされている事項、及び法令等の運用を見直すこととされている事項については、四半期ごとに内閣府が進捗状況を確認し、各府省は早期に措置するよう努めるものとする。

当該四半期に措置が完了しない場合は、改めて次の四半期の対応を内閣府と各府省が協議する。

また、内閣府は、上記の経緯と結果を公表する。

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	法律事項・政令事項・省令事項				所管省庁
				法律	政令	省令	その他(運用等)	
59	託送料金の引下げ・透明化①(料金内訳の開示)	託送料金については、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」・「変電費」・「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施する。	平成24年度早期措置				●	経済産業省
60	託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式)	託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置		●			経済産業省
61	系統全体の需給情報の提供	事業者及び需要家の意見を踏まえつつ、系統全体の需給状況につき、リアルタイムに近い形での情報提供が進むよう、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論				●	経済産業省
62	低圧託送制度の創設①(早期ルール化)	全量買取制度の導入に当たり、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでも、一般電気事業者の配電網の利用(託送)が可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論				●	経済産業省
63	低圧託送制度の創設②(メーター仕様)	全量買取制度の導入に当たり、低圧での電力買取りについては、通常の電力メーターでも対応可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月までに検討・結論				●	経済産業省
64	自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和等)	自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置		●			経済産業省
65	自営線供給に関する要件緩和措置①(道路占用)	①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保する必要があると高い施設であって、かつ、自営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当であると考えられる事案について検討する。 ②国土交通省においては、それらに該当する自営線に係る占用許可に当たって適切な配慮を行うよう、各道路管理者に周知する。	①平成24年度検討・結論 ②結論を得次第措置				●	①経済産業省 ②国土交通省
66	自営線供給に関する要件緩和措置②(陸電供給)	移動用発電機の取扱いにつき、発電船による陸上への電力供給方法を含め、分かりやすい形での周知を図る。	平成24年度早期措置				●	経済産業省
67	スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様)	引き続き短期的なサービスパルスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しても電文形式のデータが容易に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。	平成24年度検討開始				●	経済産業省
68	スマートメーターの導入促進②(高圧スマートメーターの国際調達)	高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論				●	経済産業省
69	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置		●			経済産業省